

群馬県「未受診妊婦」対応に係る連携要領

1 目 的

妊娠中に妊婦健康診査を受けずに出産に至る、いわゆる「未受診妊婦」は妊娠期の情報がない上に、身体的・精神的・社会的問題を抱えていることが考えられる。

未受診妊婦は子ども虐待のハイリスクであり、母児への早急な支援が必要であるが、市町村母子保健主管課での情報把握が困難であり、出産に至るまで母子保健サービスの提供ができない。

そこで、未受診妊婦を受け入れた医療機関と市町村との連携方法を定め、協力の下、支援を行うものとする。

2 未受診妊婦の定義

妊婦健康診査を未受診もしくは数回のみの受診で分娩に至った妊産婦

（「数回のみの受診」には明確な定義はないので、主治医の判断に委ねる）

3 連携方法

(1) 医療機関で未受診妊婦を受け入れた場合、速やかに当該妊産婦の居住地の市町村母子保健主管課へ電話にて連絡する。

ただし、居住地が県外の場合は県児童福祉・青少年課へ連絡することとし、県児童福祉・青少年課が県外市町村へつなぐこととする。

(2) 医療機関から連絡を受けた市町村担当者は、可能な限り早急に当該妊産婦との面接を行う（当該妊産婦が入院中に面接することが望ましい）。

(3) (2)の面接において当該妊産婦の抱えている問題点を把握し、支援方法や内容を検討する。

(4) 市町村担当者は問題点や支援方法等について医療機関に報告し、必要に応じて医療機関の支援を求める。

(5) 未受診妊婦への対応は急を要するため、まず電話で連絡することとするが、可能な限り群馬県妊産婦支援連絡票（様式1-2）及び群馬県妊産婦支援報告書（様式2-2）を活用し、情報のやりとりを行う。なお、各医療機関で所定の様式がある場合はそちらを活用する。

4 留意点等

(1) 医療機関から市町村母子保健主管課へ連絡する際は、原則として、未受診妊婦にその旨を説明することとする。

(2) 未受診妊婦と市町村担当者が医療機関内で面接する場合、医療機関は場所の確保等について配慮する。

(3) 市町村担当者は未受診妊婦の支援状況に関して、必要に応じて医療機関へ情報提供を行う。

(4) 市町村母子保健主管課は児童福祉主管課等に世帯状況を確認するとともに、連携を図りながら当該妊産婦を支援していく。

(5) 未受診妊婦が里帰りその他の理由で県内の遠方の医療機関に入院、あるいは滞在しているなど、住所地の市町村による対応が困難な場合は市町村間で調整の上、対応することとする。